

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2021年12月23日

【発行者の名称】

ジェイレックス・コーポレーション株式会社
(J-REX Corporation)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 春田 英樹

【本店の所在の場所】

東京都新宿区西新宿一丁目23番7号

【電話番号】

(03)3345-6012 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役管理部長 中村 安利

【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役 永堀 真

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町4番2号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03)3666-2101

【取引所金融商品市場等に関する事項】

当社は、当社普通株式を2022年1月26日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。

当社は、上場に際して特定投資家向け取得勧誘又は特定投資家向け売付け勧誘等を実施しないことから、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第3項の規定により、発行者情報に相当する情報を公表いたします。

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

ジェイレックス・コーポレーション株式会社

<https://www.j-rex.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。ま

た、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知らず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期	第18期	第19期
決算年月	2019年6月	2020年6月	2021年6月
売上高 (千円)	15,747,091	16,062,537	16,233,785
経常利益 (千円)	1,526,031	1,569,149	1,761,697
当期純利益 (千円)	962,467	1,088,332	1,110,529
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	485,880	485,880	485,880
発行済株式総数 (株)	23,270	23,270	23,270
純資産額 (千円)	6,756,844	7,278,125	8,276,200
総資産額 (千円)	19,158,727	22,797,123	24,426,842
1株当たり純資産額 (円)	1,935.78	2,265.21	2,575.85
1株当たり配当額 (円)	4,250.00	5,250.00	5,400.00
(1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益 (円)	275.73	336.50	345.63
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	35.3	31.9	33.9
自己資本利益率 (%)	15.2	15.5	14.3
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	10.3	10.4	10.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△2,559,821	1,149,700
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△35,483	116,725
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	2,585,714	295,738
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	3,208,807	4,770,972
従業員数 (人)	42	48	47

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 第17期はキャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は除いております。
8. 株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第19期(2020年7月1日から2021年6月30日まで)の財務諸表についてMoore至誠監査法人の監査を受けておりますが、第17期及び第18期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
9. 2021年12月2日付で普通株式1株につき150株の割合で株式分割を行っております。このため第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

2【沿革】

当社は、2002年10月に、ジェイレックス・コーポレーション有限会社（現ジェイレックス・コーポレーション株式会社）として創立しました。以降の沿革は、次の通りであります。

年月	事項
2002年10月	東京都渋谷区にてジェイレックス・コーポレーション有限会社を設立
2002年11月	宅地建物取引業者免許（東京都知事（4）第81371号）を取得し、不動産販売業務（現不動産開発事業）を開始
2002年12月	不動産賃貸仲介・管理（現不動産関連サービス事業）を開始 リモア（不動産の再生）を開始
2003年9月	ジェイレックス・コーポレーション株式会社に改組
2003年10月	本社を東京都新宿区に移転
2004年12月	自社ブランド「レアシス」のマンション開発プロジェクト開始
2005年3月	大手企業との共同によるマンション開発プロジェクト開始
2005年11月	一級建築士事務所（東京都知事第56723号）を登録
2006年4月	都市型デザインレジデンス（当社登録商標）の開発プロジェクト開始
2007年6月	マンション管理業者（国土交通大臣（3）第033058号）を登録
2011年3月	マンション・戸建の複合開発開始
2012年6月	トランクルームサービス開始
2012年11月	本社を所在地の新宿ファーストウエストに移転
2016年4月	台湾に常設のサロンを設置
2017年4月	「レアシス新横浜パークフロント」が一般社団法人全国住宅産業協会主催「第7回優良事業表彰 大規模中高層分譲住宅部門」で優良事業賞を受賞
2017年5月	全マンションにIoT機器標準装備
2017年10月	「レクシード両国駅前」が「2017年度グッドデザイン賞」を受賞
2017年12月	一棟マンション・収益物件を仲介する専門サイト「FUDOSAN ITTO」オープン
2020年1月	オーストラリアにおける物件の取得及び販売を目的としてJ-REX AUSTRALIA PTY LTD（非連結子会社）を設立
2020年9月	賃貸住宅管理業（国土交通大臣（1）第5986号 ※）を登録
2020年10月	「レクシード秋葉原」が「2020年度グッドデザイン賞」を受賞

※賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（2021年6月15日）の施行に伴い、現在の登録は、国土交通大臣（01）第0002758号となっております。

3【事業の内容】

当社は、不動産を「もっと“楽しく”変えていく」をミッションステートメントに掲げ、東京23区を中心に好立地を厳選し、収益性の高い不動産を企画・開発・管理運用及び販売する事業を行っております。

事業セグメントは、不動産開発事業と不動産関連サービス事業の2つで、設立以来19期連続増収増益の継続を背景として、収益不動産販売用プラットフォームによる物件取得、販売経路の拡大などにも取り組んでおります。

（不動産開発事業）

不動産開発事業は、地域の特性によって、顧客のニーズに最も合った不動産を提案するため、土地取得、企画、設計、施工管理、販売と総合的な不動産開発を手掛けております。

また、当社の不動産開発の設計及び施工は、設計事務所や建設会社に発注しておりますが、社内にも建築士を擁し、物件のコンセプト、デザインや仕様を当社にて意思決定しております。これにより、建築地域の特性によって、顧客のニーズにあったライフスタイルの提案と資産性の高い収益不動産の企画提案をすることが可能であると考えております。

なお、独自のネットワークに基づく情報網を活用した販売活動を行い、不動産ファンド・個人投資家・事業法人等に販売しており、現状の販売比率としては、都市型賃貸マンションの販売が主となっております。また、台湾には常設のサロンを設け、海外投資家への情報提供も行っています。

①都市型賃貸マンション開発

利便性が高く賃貸需要の強い地域において都市型賃貸マンションの開発を行い、自社ブランド「レクシード」、「レオーネ」、「レピュア」シリーズ等の「デザインレジデンス」（当社登録商標）を展開しております。

交通の利便性の高い地域を厳選していることに加え、女性視点も取り入れて、デザインにもこだわった物件は、高い稼働率を誇り、収益性を重んじる投資家の支持を得ております。物件にはマーケティングに基づく間取りの工夫を行い、設備面ではIoT機器を標準装備するなど高い付加価値をつけることで賃貸物件としての魅力を高め、物件の収益性の向上に寄与しています。

IoTの普及や新型コロナウイルス感染症の影響で、マンションでの暮らしは閉じたものになりがちですが、当社の開発物件では、入居者間あるいは地域の住民も含めたコミュニティのための空間を設ける取り組みをしています。マンションの屋上にガーデンテラスを設け、入居者間の交流を図る、地域住民も利用可能なコミュニティスペースを設置する、同じ街区の複数の物件の入居者が共通して使えるラウンジを設ける、物件の敷地内にベンチを設けるといった取り組みは、入居者や物件の近隣住民からも支持を集めております。

また、当社では、新型コロナウイルス感染症拡大以前から、エントランスでの手洗いスペースを設ける、エントランスから自室まで完全非接触での入室を可能とするハンズフリーキーの導入、テレワークに対応した間取りにする、宅配ボックスの全住戸分設置といった工夫を重ねており、こうした工夫が稼働率の向上に結び付いております。

これらの取り組みにより、堅調に実績を重ねております。

当社開発物件



レクシード両国駅前

レオーネ日本橋浜町

レクシード神田



レクシード秋葉原

レオーネ新御徒町ザ・レジデンス

レクシード新御徒町ザ・タワー



TATSUMIスカイガーデンテラス（屋上テラス）



レクシード神楽坂



レクシード品川大井町テラス棟・フォレスト棟



レピュア三軒茶屋レジデンス

②分譲マンション開発

東京都内及び横浜を中心としたエリアに、企画力・デザイン力・土地情報収集力によって、周辺環境を活かした魅力ある分譲マンションの開発を行い、ファミリーやDINKS層を対象とした自社ブランド「レアシス」シリーズを中心に展開をしております。「レアシス新横浜 パークフロント」は、一般社団法人全国住宅産業協会主催の第7回優良事業表彰 大規模中高層分譲住宅部門にて、優良事業賞を受賞しました。

大手企業との共同事業も行っており、リビオ綱島イーストコートは、日鉄興和不動産と当社との共同プロジェクト、フェアシス八王子新町は、当社と相鉄不動産株式会社との共同事業であり、いずれも好評を持って迎えられ、分譲完了しております。



左上 レアシス国立大学通り・中央上 レアシス港北ブライトプレイス・右 レアシス新横浜パークフロント・

左下 レアシス国立大学通り・中央左下 コミュニティスペースでのイベント開催・中央右下 おかえりマルチシャワー



リビオ綱島イーストコート



フェアシス八王子新町

当社ブランド一覧

都市型賃貸マンション開発	レクシード	邸宅を意味する「Residence」と、「卓越する」の「Exceed」から名付けた「REXCEED（レクシード）」は、街のランドマークになりうる高品質の大型デザインレジデンスであり、コンパクトタイプ主体のパワーカップル向けのブランドです。
	レオーネ	利便性が高く賃貸需要の強い地域を中心に展開している当社の主力ブランド「REONE（レオーネ）」は、「Residence」と唯一の「One」から名付けた都市型賃貸マンションで、主として単身者向けのブランドです。
	レピュア	「REPURE（レピュア）」は「Residence」と「純真」、「純正」を意味する「Pure」から名付けた都市型賃貸マンションで、主に住宅街立地の女性向けのブランドです。
分譲マンション開発	レアシス	「Residence」と、憩いの場を意味する「Oasis」から名付けられた「REASIS（レアシス）」は、高品質な邸宅の創造と、より快適でやさらぎのある暮らしを演出し、ファミリー層やDINKSのライフスタイルを見つめ、快適性・居住性を追求した高品位レジデンスブランドです。

③リモア

好立地にある築年数の経過したマンションを、壊すのではなく生き返らせ（RE）、顧客仕様の理想の住まいへとより近づけること（MORE）をコンセプトにしたもので、「リモア」は当社の登録商標であります。老朽化した居住用不動産を、新築時の状態に戻すうわべだけの補修（リフォーム）とは違い、当社デザイナーが建物外観や室内の改装を行い、また、建築士の指示による水道・配管・電気系統等の設備、壁面・屋上等の建築・防水状態やセキュリティー等に関して、必要に応じて補修工事を行うなど、品質面での価値を付加しております。このように住む人のニーズにマッチした根本的な改修を施すことで、新築時を超える機能や性能の向上のみならず、建築物に先進的な設備や高い省エネ性など新たな価値を提供しております。



リモアにより生まれ変わった物件

(不動産関連サービス事業)

不動産関連サービス事業は、不動産に関する各種サービスを提供しております。

物件オーナーから物件の賃貸管理 (PM)・建物管理 (BM) を受託し、管理収入を得ております。当社が開発した物件を管理することで、物件の特性を熟知した管理が可能となり、入居者満足度を高めることに加え、創業以来培った仲介業者のネットワークを活用し、管理物件の入居をすみやかにいき、物件オーナーからの高い信頼を得ています。

また、マンションのみならず商業ビルも保有し賃料収入を得るほか、トランクルーム、バイクガレージ、コインパーキング等の管理運営などを行っております。

スタッフレスショップでの賃貸相談窓口設置、VRによる内見やスマートフォンアプリを利用した内見予約システムの導入などIT技術の活用による賃貸管理の業務効率向上に取り組んでおります。

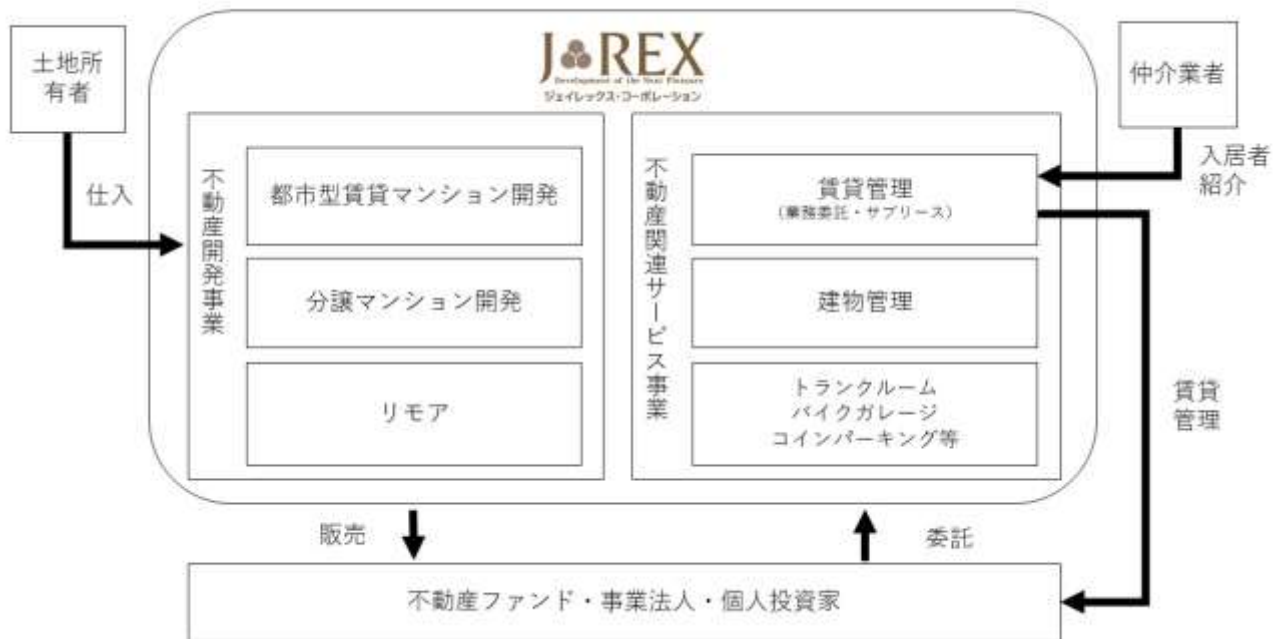


新宿イーストクロスタワー

スタッフレスショップ

トランクルーム

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



4 【関係会社の状況】

当事業年度における重要な関係会社の異動はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2021年11月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
48	39.8	4.8	6,142

セグメントの名称	従業員数(名)
不動産開発事業	26
不動産関連サービス事業	10
全社(共通)	12
合計	48

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は除いております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度（2020年7月1日～2021年6月30日）における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況が続いております。各種政策の効果や感染が収束傾向にあることもあり、持ち直しの動きが見られていますが、引き続き動向を注視する必要があります。

当社が属する不動産業界では、国内不動産投資額は一時落ち込みを見せたものの回復傾向にあります。相対的に新型コロナウイルス感染症の影響が軽微な日本市場は海外投資家から人気が高く、インバウンド投資も増加する気配がありました。しかしながら再び変異型ウイルスの感染拡大もあり、首都圏分譲マンション市場では、新規供給戸数は、前事業年度比20%減となっております。一方、不動産ファンド市場は、緩やかに市場規模が拡大しています。

このような事業環境の中、当社は、利便性が高く賃貸需要の強い地域を中心に、賃貸マンション等の一棟販売を進捗させ、自社ブランド「レクシード」シリーズ「レクシード神楽坂」、「レクシード秋葉原」等の開発・販売を行い、また、都市型賃貸マンションの自社ブランド「レオーネ」シリーズ等の開発・販売を行った結果、当事業年度の売上高は16,233,785千円（前事業年度比1.1%増）、営業利益は2,016,666千円（前事業年度比9.5%増）、経常利益は1,761,697千円（前事業年度比12.3%増）、当期純利益は1,110,529千円（前事業年度比2.0%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(不動産開発事業)

当事業は、自社開発物件の企画・開発・販売の拡大に努めた結果、売上高は14,969,291千円（前事業年度比1.0%増）となりました。セグメント利益は、2,259,509千円（同15.4%増）となりました。なお、不動産開発事業の売上高のうち、第2の3①記載の都市型賃貸マンション開発が大部分を占めます。

(不動産関連サービス事業)

当事業は、管理物件数の増加に伴い、売上高は1,264,493千円（前事業年度比2.6%増）となりましたが、販売管理費の増加によりセグメント利益は514,291千円（同1.0%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は前事業年度末と比べ1,562,164千円増加し、4,770,972千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは1,149,700千円の収入となりました。これは主に税引前当期純利益1,764,081千円と法人税等の支払いによる支出565,531千円と利息の支払いによる支出223,252千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは116,725千円の収入となりました。これは主に定期預金の払戻による収入926,061千円と定期預金の預入による支出787,842千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは295,738千円の収入となりました。これは主に短期借入金の純増加額883,610千円、長期借入による収入5,848,462千円と長期借入金の返済による支出6,241,879千円及び社債の償還による支出82,000千円、配当金の支払いによる支出112,455千円によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	前期比 (%)
不動産開発事業 (千円)	14,969,291	100.9
不動産関連サービス事業 (千円)	1,264,493	102.6
合計	16,233,785	101.1

(注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)		当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
第一生命保険株式会社	2,424,000	15.1	-	-
AP ResidenceOne 合同会社	-	-	4,189,275	25.8
株式会社ハウライ	-	-	2,675,220	16.4
AM alpha Three 特定目的会社	-	-	2,343,000	14.4

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

(1) 事業用地の安定的な取得

当社の主力事業である不動産開発事業を推進していく上で、優良な事業用地の取得は必要不可欠です。当社は、東京 23 区を中心としたエリアでの収益性のある事業用地仕入の継続的な確保をするため、仕入・開発力の一層の強化を図り、安定的かつ持続的に仕入を可能とするために、第一次的な不動産情報を有する不動産業者、金融機関、建設会社、税理士事務所等との関係強化に努めてまいります。

(2) 商品企画・サービス強化

利便性が高く賃貸需要の強い地域を中心に展開している当社の主力ブランド「レオーネ」は、「Residence」と唯一の「One」から名付けた都市型賃貸マンションであり、さらに高品質で大型の「レクシード」は、「Residence」と「卓越する」の「Exceed」から名付けたもので、そのほか、当社では、「高品質な住宅の創造と、より快適でやすらぎのある暮らしの演出」をコンセプトとするファミリーやDINKS層向けマンション「レアシス」（「Residence」と「憩いの場」を意味する「Oasis」から命名）などのブランドを展開しております。

今後も、顧客のライフスタイルに応じた住まい方の提案とライフプラン・ビジネスプランに応じた物件選びの提案を実現するため、顧客の声を集めるコミュニティの場（説明会、セミナー等）を広め、商品企画・サービス強化を図ってまいります。

また、台北での常設展示場設置、上海や北京での当社マンションの展示会の開催、WEBセミナーの実施を行っておりますが、今後も、海外投資家向けの販売活動を行ってまいります。

(3) 財務基盤の強化

物件を安定的かつ持続的に供給をしていくには、金融機関からの資金調達が必要です。当社は、販売用不動産、事業用地及び資産の取得資金を主に金融機関からの借入で賄っているため、金利の動向に大きな影響を受ける財務構造となっております。今後の事業拡大及び競争力の強化のためには、在庫管理と財務体質の更なる整備と強化が必要であると認識しております。

今後とも、資金投資と回収のバランスを意識し、在庫を厳格に管理し、併せて厳密な財務管理による早期の投下資本の回収と安定的な収益の確保に努め、財務基盤の充実を図ってまいります。

(4) 内部管理体制の強化

当社は、企業価値の最大化を図るためには、経営の健全化、透明性及び客観性を高めることが必要であると考えております。当社におきましては、コーポレート・ガバナンスの強化の一環として内部統制システムの構築に関する基本方針を制定しております。同基本方針の着実な運用に加えて、経営トップからのメッセージ発信及びコンプライアンス教育の強化に努めてまいります。

(5) コンプライアンス経営の強化

当社の展開する事業に関連する法規は多岐にわたり、また関連法規の制定・改廃が相次いでおります。これらに対応するため、コンプライアンス体制をよりいっそう充実させるとともに、社員への教育を徹底し、経営管理体制の強化に努めてまいります。

また、当社は監査等委員会設置会社であり、社外取締役を複数名設置する体制となっております。専門的で幅広い知識を有する社外取締役は、独立した立場から経営を監視し、必要ある場合には業務意思決定に反対することを可能とする体制としております。

(6) 優秀な人材確保及び教育研修の実施

当社の安定的かつ継続的な成長には、不動産の企画・開発、設計・施工管理、建物管理・賃貸管理といった専門的知識及び経験を有する人材や宅地建物取引士、建築士等の専門的な資格を有する人材、また、当社の企業理念や経営方針を理解した、当社の成長を支える社員を継続して採用、育成することを行ってまいります。

(7) 技術革新への対応

当社では、最新のテクノロジーをビジネスに導入し、業務改善を図っていますが、IT の技術革新スピードは速く、今後もその環境変化へ対応することが重要であると考えております。そのため、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築してまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経済情勢、金利の動向について

当社が属する不動産業界の企業業績は、景気動向、金利動向及び地価動向等のマクロ経済要因の変動等と密接に関係しております。そのため、住宅ローン金利及び消費税増税の動向、不動産に係る税制の改正並びに住宅取得希望者の心理動向等の変動により、投資家の投資意欲が低下した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業エリアが東京 23 区に集中していることについて

当社は、東京 23 区を中心としたエリアで事業展開しております。当該エリアは、不動産の投資・賃貸需要が高いことから、競合他社が多く競争が激化する可能性があります。それら競合他社の影響により、物件の仕入や売却が計画通りに実行できない場合や価格変動等による急激に需要が低下する場合には当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当該エリアにおいて、地震・火災・水害等の自然的災害、大規模な事故やテロ等の人為的災害が発生した場合、当社が保有する物件（開発中の物件を含む）が滅失、毀損または劣化することによる販売価値や賃貸収入の減少、補修等による工事費上昇や完成遅延、不動産投資意欲低下による販売機会喪失等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 引渡し時期による業績変動について

当社は物件を引渡した時点で収益を認識しております。そのため、物件の引渡し時期及び物件の内容（個別物件での利益率等）等により、当社の四半期ごとの偏りが生じる可能性があります。また、天災その他予想しない事態による建築工期の遅延等、不測の事態が発生し、引渡の遅延が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

	2021年6月期				
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	通期
売上高	4,394,566	6,081,694	1,524,585	4,232,939	16,233,785
営業利益	1,522,578	1,039,167	△189,381	△355,700	2,016,666

(注) 1. 上記各四半期の業績については、Moore 至誠監査法人による四半期レビューは受けておりません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(4) 在庫について

当社は、開発用地の仕入及びマンションの企画・開発・販売を適切なサイクルで行い、在庫の円滑な回転を図っております。しかしながら、景気の悪化等の経済状況の変動等の事情により、販売が計画通りに進まなかった場合には、マンション開発の遅延や在庫の滞留が発生し、資金収支の悪化を招く可能性があります。

また、当社は、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日）を適用しておりますが、時価が取得原価を下回った販売用不動産、仕掛販売用不動産の評価損が計上された場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 建築について

① 工事の外注について

当社は、建築工事、内装工事、改修工事を行う施工会社について、所定の審査を経た協力会社に協力をお願いしており、特定の会社に依存しないよう努めております。しかしながら、協力会社の予期せぬ業績不振や事故等によりプロジェクトが継続できなくなるなどの不測の事態が発生した場合は、代替措置に伴う追加の費用発生やサービス提供遅延の可能性も考えられ、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 近隣住民の反対について

当社は、マンションの建設にあたり、建築基準法をはじめとする関連法令を遵守し、近隣住民に対する事前説明会を実施するなど適切な対応をとっており、現在まで、近隣住民との間で重大な問題は生じていません。しかしながら、今後、近隣住民の反対運動が発生した場合には、工事遅延や追加工事費用が発生する場合があります。また建設が中止に至る場合等に当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 不動産関連サービスにおける外注について

当社は、賃貸管理や建物管理において修繕、原状回復、エレベーターの機械監視等を行う会社について外注しております。外注先の協力会社の予期せぬ業績不振や事故等により代替措置に伴う追加の費用発生やサービス提供遅延の可能性も考えられ、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、建築資材の高騰や人件費の増加等によるコストが増加することにより当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 法的規制等について

当社の属する不動産業界は、「宅地建物取引法」「建築基準法」「都市計画法」「国土利用計画法」「不当景品類及び不当表示防止法」「不動産の表示に関する公正競争規約」「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」等各種法令の他、各自治体が制定した条例等による規制及び民泊にかかる法令等による法的規制を受けておりますが、とりわけ宅地建物取引業免許は、当社の主要な事業活動に必須の免許であります。

上記の法規制に基づく下表の許認可等が取消し又は業務停止となる事由は発生しておりませんが、将来何らかの理由により、下記の許認可等が取消され又はそれらの更新が認められない場合には、当社の事業活動に支障をきたすとともに、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、主に東京 23 区内の一定の区においてワンルームマンション建築に関する条例等が制定されております。当社では、これらの条例等に沿った物件開発を行っているため、現時点においては関連する規制強化が当社の事業に影響を及ぼす可能性は少ないものと認識しております。今後、各自治体による規制強化がさらに進められた場合には、予定していた開発が行えないなど当社の主要な事業活動に支障をきたし、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について、当社の許認可、免許等の状況は以下のとおりであります。

許認可等の名称	許認可番号等／有効期間	規制法令	免許取消条項等
宅地建物取引業免許	東京都知事(4)第 81371 号 2022 年 11 月 15 日	宅地建物取引業法	第 5 条、 第 66 条
一級建築士事務所登録	東京都知事第 56723 号 2025 年 10 月 15 日	建築士法	第 26 条
マンション管理業者登録	国土交通大臣(3)第 033058 号 2022 年 6 月 4 日	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	第 83 条
プライバシーマーク	第 10700073(02)号 2021 年 12 月 26 日	プライバシーマーク付与に関する規約	第 15 条
賃貸住宅管理業登録	国土交通大臣(01)第 002758 号	賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律	第 23 条

(8) 有利子負債への依存について

当社は物件取得及び建築資金等の資金を自己資金と金融機関からの借入金により調達しており、物件の取得状況や開発状況によって有利子負債の残高も変動します。当社は資本効率を高めた経営を志向しており、適正な規模での借入金の調達に努めておりますが、金融環境が変化した場合には、支払利息の負担の増加や借入金の調達が困難になるなど、当社の業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社は資金調達の金融機関との間で複数の金銭消費貸借契約を締結しておりますが、これらの契約には一定の財務維持要件が付されているものもあり、要件に抵触した場合には、抵当権の設定、期限の利益の喪失等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社は資金調達に際し特定の金融機関に依存することなく、案件ごとに金融機関に融資を打診し、融資実行を受けた後に各プロジェクトを進行させております。しかしながら、プロジェクト着手時期の遅延もしくは何らかの理由により計画どおりの資金調達が不調に終わった場合等には、当社の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。また、当社では、有利子負債の返済原資を主に取得した物件の売却代金としており、物件の売却時期が計画から遅延した場合、又は、売却金額が当社の想定を下回った場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、現時点では安定的に資金の調達ができておりますが、当社の財政状態が著しく悪化する等により当社の信用力が低下し、安定的な融資が受けられない等、資金調達に制約を受けた場合は、当社の財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

	2021年6月期末
有利子負債残高(a)	14,565,008
総資産額(b)	24,426,842
有利子負債依存度(a/b)	59.63%

(9) 契約不適合責任について

民法及び宅地建物取引業法のもと、当社は販売した物件に対して契約不適合責任を負っております。当社は、販売した物件には住宅瑕疵担保責任保険に加入しております。住宅瑕疵担保責任保険は、建物の構造耐力上主要な部分の瑕疵に起因して、耐久あるいは防水性能が不十分である場合に支払われますが、当該瑕疵が故意又は重大な過失による場合には保険は支払われません。万が一、この保険が支払われない重大な瑕疵が存在し、これを原因とする損害賠償請求が行われた場合や補修工事費用が発生した場合には、当社の社会的信用の低下等とともに、当社の業績及び資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

また、当社では土地の取得にあたり、土壌汚染の有無について事前調査を実施し、必要に応じて対策工事を実施しています。しかしながら、上記調査では認識できない土壌汚染が契約後に発見され、追加費用や工期の変更が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 情報漏洩のリスクについて

当社が展開する不動産開発事業及び不動産関連サービス事業において、事業上の重要情報、顧客・取引先等の機密情報や個人情報等を保有しております。当社では、これらの情報の外部への不正な流出、漏洩を防止するために、データベースへのアクセス環境、セキュリティシステムの継続的な改善等により、情報管理体制を強化するとともに情報管理の徹底を図っております。しかしながら、不測の事態により当社が保有する機密情報や個人情報等が外部に流出、漏洩した場合等には、賠償責任を課せられるリスクや当社の社会的信用を毀損するリスク等があり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 人材の採用及び育成について

当社の営む各事業は、高度な専門性や豊富な経験を有する人材によって成り立っており、各人が連携し組織力に基づいて、様々な顧客のニーズへの対応を可能にしております。そのため、優秀な人材の採用及びその育成が不可欠となります。当社は、キャリア採用や新卒採用、福利厚生、人事制度の充実等により、人材の採用・育成を継続して行っていく方針ですが、当社が求める人材の採用・育成が十分にできない場合や役

職員が大量に社外に流出した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 事業運営体制について

① 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である春田英樹は、当社設立以来、当社の経営方針及び経営戦略の決定等、事業活動の推進にあたり重要な役割を担ってまいりました。当社は、役員間の情報の共有や権限の委譲により、同氏に過度に依存しないよう経営体制の整備を行っておりますが、万一、同氏が職務を遂行できなくなるような不測の事態が生じた場合には、現状では、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 小規模組織であることについて

当社は組織規模が小さく、社内管理体制もこの規模に応じたものとなっております。今後、事業拡大に伴い人員増強を図り、内部管理体制も併せて強化・充実させていく方針であります。事業の拡大及び人員の増加に適時適切に組織的対応ができなかった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 訴訟リスク

当社では、本発行者情報公表日現在において業績に重大な影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありません。

しかしながら、当社の販売する不動産において、瑕疵等の発生、又は工事期間中における事故等が発生した場合、これらに起因する訴訟その他の請求が発生する可能性があります。

当社では、施工に当たり近隣住民及び周辺環境への配慮を含めお客様の満足度を高めるために徹底した品質管理に努めておりますが、訴訟等が発生した場合には、当該状況に対応するために多額の費用の発生や当社の信用を大きく毀損する可能性があります。当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 知的財産権等について

当社では、本発行者情報公表日現在において、第三者から知的財産権の侵害に関する指摘等はありません。しかしながら、当社の認識外で第三者の知的財産権を侵害してしまった場合、当社が損害賠償を含む法的責任を負う可能性があるだけでなく、当社及び当社のサービスの信頼性やブランドを毀損し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 新型コロナウイルス感染症について

現在、新型コロナウイルス感染症の流行により、営業活動の自粛や消費行動の停滞が全世界的に生じています。現在まで、当社業績に対する影響はありませんが、新型コロナウイルス感染症の流行が国内及び海外主要各国において収束に向かわず長期間にわたり続いた場合、経済活動並びに物流の停滞・縮小により投資家の投資意欲の減退、工事完工の遅延等により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(16) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場予定です。当社では、フィリップ証券(株)を担当 J-Adviser に指定することについての取締役会決議に基づき、2020年5月29日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱（以下「乙」という。）はJ-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済

に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、甲が実質的な存続会社でない乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株

主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てしておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第19期事業年度末（2021年6月30日）

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は23,410,983千円で、前事業年度末に比べ1,681,504千円増加しております。現金及び預金の増加1,535,946千円と販売用不動産の増加838,178千円、仕掛販売用不動産の減少609,580千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は1,015,859千円で、前事業年度末に比べ51,785千円減少しております。繰延税金資産の増加51,646千円と長期性預金の減少112,000千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は8,532,170千円で、前事業年度末に比べ2,459,891千円増加しております。1年以内返済予定の長期借入金1,394,751千円、短期借入金883,610千円、未払法人税136,754千円、未払消費税221,534千円がそれぞれ増加したことが主な変動要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は7,618,472千円で、前事業年度末に比べ1,828,247千円減少しております。長期借入金の減少1,732,631千円、社債の減少85,000千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は8,276,200千円で、前事業年度末に比べ998,074千円増加しております。当期純利益1,110,529千円の計上が主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

経営成績の概況については、「1 【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの概況については、「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 運転資本

上場予定日（2022年1月26日）から12か月間の運転資本は、自己資金及び借入による資金調達が可能であることから十分であると認識しております。

（6）経営者の問題意識

「3 【対処すべき課題】」に記載しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第19期事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

当事業年度において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は次のとおりであります。

2021年11月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)	
			建物 (千円)	構築物 (千円)	車両運搬具 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	その他 (千円)		合計 (千円)
本社 (東京都新宿区)	不動産開発事業・不動産関連サービス事業	事務所	3,846	-	6,817	- (-)	9,400	20,065	48
賃貸物件 (東京都板橋区)	不動産関連サービス事業	店舗	20,937	-	-	23,767 (146.06)	-	44,704	-
賃貸物件 (神奈川県横浜市)	不動産関連サービス事業	店舗	8,420	-	-	10,992 (62.50)	-	19,988	-
賃貸物件 (東京都台東区)	不動産関連サービス事業	店舗	16,054	-	-	12,760 (59.68)	-	28,815	-
賃貸物件 (東京都墨田区)	不動産関連サービス事業	店舗	15,044	91	-	6,550 (22.58)	234	21,919	-
商業施設 (埼玉県小川町)	不動産関連サービス事業	店舗	6,268	963	-	46,873 (939.12)	-	54,105	-

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。なお、金額には消費税等を含めておりません。

2. 本社は賃借しており、年間賃借料は40,086千円であります。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2021年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2021年12月23日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	13,950,000	10,459,500	23,270	3,490,500	非上場	単元株式数 100株
計	13,950,000	10,459,500	23,270	3,490,500	—	—

(注) 1. 2021年11月12日開催の取締役会決議により、2021年12月2日付で普通株式1株を150株に分割しております。これにより発行済株式総数は3,467,230株増加し、3,490,500株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は13,900,000株増加し、13,950,000株となっております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2017年1月31日 (注)1.	26,190	29,100	—	485,880	—	—
2017年12月30日 (注)2.	△5,830	23,270	—	485,880	—	—
2021年9月30日 (注)3.	—	23,270	410,000	895,880	—	—
2021年12月2日 (注)4.	3,467,230	3,490,500	—	895,880	—	—

(注) 1. 2016年12月20日開催の取締役会決議により、2017年1月31日付で普通株式1株を10株に分割しております。これにより株式数は26,190株増加し、29,100株となっております。
 2. 2017年12月14日開催の取締役会決議により、2017年12月30日付で自己株式5,830株の消却をしております。
 3. 2021年9月29日開催の定時株主総会決議により、2021年9月30日付で利益剰余金410,000千円を資本金に組み入れております。
 4. 2021年11月12日開催の取締役会決議により、2021年12月2日付で普通株式1株を150株に分割しております。これにより発行済株式総数は3,467,230株増加し、3,490,500株となっております。

(6) 【所有者別状況】

2021年11月30日現在

区分	株式の状況							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	5	6	—
所有株式数(株)	—	—	—	17,850	—	—	5,420	23,270	—
所有株式数の割合 (%)	—	—	—	76.7	—	—	23.3	100	—

(注) 自己株式1,850株は、「個人その他」に含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

「第三部【株式公開情報】 第3【株主の状況】」に記載の通りです。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,850	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,420	21,420	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	23,270	—	—
総株主の議決権	—	21,420	—

② 【自己株式等】

2021年11月30日現在

所有者の 氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
ジェイレックス・ コーポレーション 株式会社	東京都新宿区西新宿一丁 目23番7号	1,850	—	1,850	8.0
計	—	1,850	—	1,850	8.0

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(一)	—	—	—	—
保有自己株式数	1,850	—	277,500	—

(注) 1. 2021年11月12日開催の取締役会決議により、2021年12月2日付で普通株式1株につき150株の株式分割を実施しております。このため最近事業年度における保有自己株式数については株式分割前の数値を、最近期間における保有自己株式数については株式分割後の数値をそれぞれ記載しております。

3【配当政策】

当社は、内部留保の充実、財務体質の強化を図りながら、積極的な事業展開や事務効率化及びお客様へのサービス向上により企業価値を向上させ、株主の皆様への適切な利益還元により株主価値を拡大させていくことを最重要課題と考えており、継続的かつ安定的に利益還元を実施していくことを基本方針としております。なお、内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。当事業年度の剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき、1株当たり5,400円としております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2021年9月29日 定時株主総会	115,668	5,400

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員 の 状 況】

男性7名 女性一名 (役員のうち女性の比率—%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	春田 英樹	1972年1月30日生	1994年4月 2001年9月 2002年10月 2002年10月	藤拓地所(株)入社 ライトウェーブ(株)入社 当社設立 代表取締役社長就任(現任)	(注)1	(注)3	525,000
取締役	常務執行役員 不動産開発部長	鈴木 政保	1966年8月13日生	1991年4月 2008年7月 2011年4月 2015年9月	住友不動産販売(株)入社 (株)ファーストカルデア入社 当社入社 取締役就任(現任)	(注)1	(注)3	7,500
取締役	管理部長	中村 安利	1979年6月24日生	2010年9月 2010年9月 2013年10月 2016年8月 2017年9月 2021年9月	東京デミス法律事務所入所 弁護士登録 弁護士法人永和総合法律事務所入所 当社入社 内部監査室長就任 管理部長就任(現任) 取締役就任(現任)	(注)1	(注)3	—
取締役	—	近藤 祐	1942年8月12日生	1965年4月 1996年6月 2004年4月 2005年6月 2007年6月 2009年6月 2014年6月 2016年6月	三井物産(株)入社 同社取締役財務部長就任 同社代表取締役副社長CFO就任 同社常勤監査役就任 公益財団法人日本監査役協会副会長就任 三井生命(株)社外監査役就任 公益財団法人フランス語教育振興協会監事就任 当社取締役就任(現任)	(注)1	(注)3	1,500
取締役 監査等 委員	—	大谷 昇	1947年5月15日生	1970年4月 1980年11月 1983年6月 1986年6月 1997年7月 2000年11月 2007年5月 2007年11月 2015年9月	旭洋物産(株)入社 住商スチールビジネス(株)入社 住商鉄鋼販売(株)入社 (株)大京入社 (株)プロスペクト入社 清水産業開発(株)入社 当社入社 取締役就任 取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)2	(注)4	1,500
取締役 監査等 委員	—	山中 健児	1970年11月25日生	1998年4月 2005年4月 2009年9月 2013年1月 2015年9月 2017年4月	弁護士登録 石嶺信憲法律事務所入所 専修大学法科大学院客員教授就任(現任) (株)Speee監査役就任(現任) 石嶺・山中総合法律事務所代表パートナー就任(現任) 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 第一東京弁護士会副会長就任	(注)2	(注)4	—
取締役 監査等 委員	—	多田 修	1952年9月26日生	1981年11月 1985年8月 2003年5月 2008年7月 2014年7月 2016年6月 2016年6月 2016年9月 2019年6月	昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所 公認会計士登録 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)代表社員就任 同法人シニアパートナー就任 多田修公認会計士事務所設立 大和ハウスリート投資法人監督役員就任 (株)電業社機械製作所社外監査役就任 当社取締役(監査等委員)就任(現任) (株)電業社機械製作所社外取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)3	(注)4	—
計								535,500

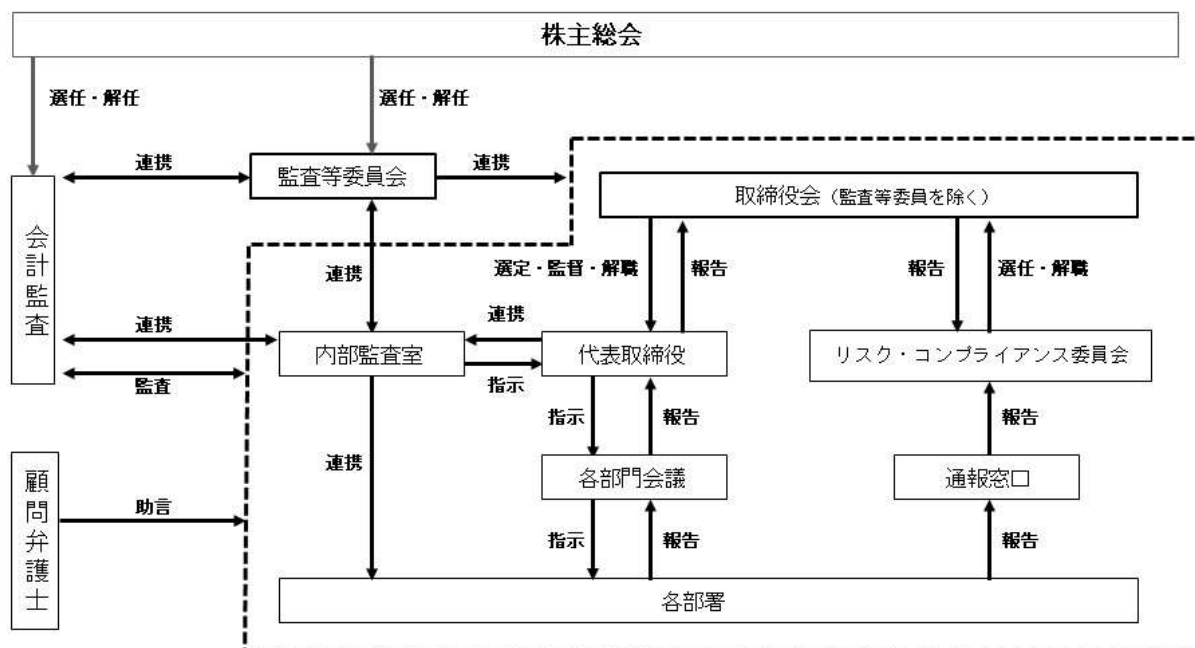
(注) 1. 監査等委員でない取締役の任期は、2021年6月期に係る定時株主総会終結の時から、2022年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

2. 監査等委員大谷昇氏及び山中健児氏の任期は、2021年6月期に係る定時株主総会終結の時から2023年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3. 監査等委員多田修氏の任期は、2020年6月期に係る定時株主総会終結の時から2022年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 2021年6月期における役員報酬の総額については「6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】（1）⑦ 役員報酬の内容」に記載のとおりであります。
5. 近藤祐氏、山中健児氏及び多田修氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主、顧客、取引先、従業員等のすべてのステークホルダーに対して経営責任と説明責任を果たし、企業価値の最大化を図るために、経営の健全性、透明性を担保するための経営体制を整備し、適切な情報開示を行うとともに透明性の高い経営に取り組むことをコーポレート・ガバナンスの基本方針としています。

②会社の機関の内容

当社は監査等委員会設置会社であり、会社法に規定する機関として、株主総会のほか、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置しております。当該事業に精通した取締役を中心とする取締役会が、経営の基本方針や重要な業務の執行について自ら決定し、法的権限を有する監査等委員が独立した立場から業務執行取締役の職務執行の監査を行っております。

この体制が経営の効率性と健全性を確保し、当社の持続的な発展に有効であると判断しております。

a 取締役会

当社の取締役は7名（うち社外取締役3名）で構成されており、毎月の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、法令で定められた事項のほか、経営に係る重要事項について、決定を行うとともに、取締役の業務執行を監督しております。

b 監査等委員会

当社は、監査等委員会設置会社を採用し、監査等委員会は、常勤取締役1名、非常勤取締役2名で構成されており、非常勤取締役2名は社外取締役です。常勤取締役は、会社の業務執行に精通し、取締役の職務執行を含む日常業務の監視・監督を行っております。非常勤取締役は、それぞれ弁護士、公認会計士として高い専門的な知見を有し、独立した立場から経営監視をすることとしております。

監査等委員は、株主総会・取締役会への出席、及び社内での重要な会議への出席を通して取締役の職務執行を監督し、監査等委員会で課題を共有・協議しております。また、会計監査人による会計監査や内部監査との監査連携を図り、監査の有効性・効率性を向上させております。

c 会計監査

当社は、Moore 至誠監査法人与監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価

証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき監査を受けております。なお、2021年6月期において監査を執行した公認会計士は宇田川和彦氏、梅澤慶介氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は、公認会計士3名その他2名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法に基づき取締役会決議にて「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、取締役会その他主要会議により職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保するための体制作りに努めております。その他取締役及び使用人の職務遂行に対し、監査等委員及び内部監査人がその業務遂行状況を監視し、随時必要な監査手続を実施しております。また、経営活動その他の事項に関する法令等を遵守するための有効的な体制を整備し、健全な経営を行うことを目的とし、「コンプライアンス規程」を制定しております。規程内において「コンプライアンスホットライン」を設置し法令等への違反行為について相談または通報を行いやすい体制を構築しております。ホットラインに法令又は定款に違反している可能性が高い報告があった場合は、速やかにリスク・コンプライアンス委員会に報告する体制を整備しており具体的な対応を検討しております。その概要は以下のとおりです。

a 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 企業行動規範を作成し、取締役、従業員その他会社の業務に従事する者すべてが業務を遂行するにあたり、また個人として行動するうえで遵守すべき基本的な事項を定める。
- (b) 取締役は、経営に関する重要事項のみならずリスク情報を含めて取締役会に報告して情報を共有し、協議することにより、取締役会による取締役の職務執行の監督を充実させる。
- (c) 取締役会は、取締役会規程に従い取締役会に付議された議題のほか、法令、定款及び本規程に定める事項を決議し、会社の業務意思決定が会社の法令・定款に適合させる体制とする。
- (d) 取締役及び従業員が法令定款違反をした場合には、速やかに監査等委員会及び取締役会に報告し、法令遵守の緊張感を維持する。
- (e) 監査等委員会は、監査等委員監査基準に従い監査を実施し、取締役の職務の執行を監視・監督する。
- (f) 反社会的勢力との関係については、取締役が率先して厳格なる対応をし、排除する。

b 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 契約管理規程、印章管理規程、文書管理規程を定め、文書の作成、管理、保存という基本的事項の運用・管理を行う。
- (b) 株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録、稟議書は、適時適切に作成するとともに、適切に保管して取締役、監査等委員の職務執行の証跡とする。
- (c) 業務上取り扱う顧客等の情報資産及び当社の情報資産を各種脅威から守り、企業としての社会的使命を果たすための情報セキュリティ基本方針に従い、情報を適切に保全する。
- (d) 文書の作成、保存及び管理等の状況について、監査等委員は適時に閲覧、質問することができ、会社は、監査等委員の閲覧、質問により会社の不利益になることが明らかでない限りこれを拒否できない。
- (e) コンプライアンス規程を遵守し、コンプライアンス違反を洗い出し対応する。
- (f) 必要に応じて、外部の専門家を起用し、法令及び定款違反行為に及ぶ恐れのある事象を事前に相談する等、社内で未然に防止する体制とする。
- (g) 反社会的勢力への対応は、反社会的勢力対策規程を遵守し、不当要求などの被害を防止する体制とする。
- (h) 内部監査担当が定期的に行う各部門監査の中で法令及び定款遵守状況に関する監査を行い、その実効性を確認し、必要に応じて改善指示を行うこととする。
- (i) 監査等委員は、当社の法令及び定款遵守体制の運用に問題があると認めるときは、担当取締役もしくは取締役会へ意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができることとする。

- c 損失の危険管理に関する規定その他の体制
 - (a) 業務分掌規程に基づき各部署の役割を明確にし、リスク管理規程により業務上のリスクを予見し、リスクの回避、軽減及び移転その他必要な措置を事前に講じる。
 - (b) 特に、甚大なリスクが顕在化したときには、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制に移行し、被害の拡大を最小限にとどめることとする。
- d 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項に係る意思決定を機動的に行うことにより、取締役の職務の執行の効率性を図るのみならず、取締役は相互にその効率性の監督を行う。
 - (b) 取締役会の決定に基づく職務の執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程を遵守し、それぞれの責任者、その責任範囲及び執行手続の詳細について定める他、常時閲覧可能とし、効率的に職務の執行が行える体制を確保する。
 - (c) 事業の運営においては、将来の事業環境に対する予測を踏まえた中期経営計画を立案し、これに基づく全社的な予算並びに目標を設定の上、取締役はこれに則して職務を執行することにより、効率的に職務を執行するものとする。また、状況を踏まえ、適宜予算並びに目標の修正等を行うことにより、効率性を確保する。
- e 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) コンプライアンス規程を遵守し、コンプライアンス違反を洗い出し対応する。
 - (b) 必要に応じて、外部の専門家を起用し、法令及び定款違反行為に及ぶ恐れのある事象を事前に相談する等、社内で未然に防止する体制とする。
 - (c) 反社会的勢力への対応は、反社会的勢力対策規程を遵守し、不当要求などの被害を防止する体制とする。
 - (d) 内部監査担当が定期的に行う各部門監査の中で法令及び定款遵守状況に関する監査を行い、その実効性を確認し、必要に応じて改善指示を行うこととする。
 - (e) 監査等委員は、当社の法令及び定款遵守体制の運用に問題があると認めるときは、担当取締役もしくは取締役会へ意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができることとする。
- f 監査等委員の職務を補助する使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員から補助使用人の設置を求められた場合は、取締役会は監査等委員と協議のうえ、担当取締役及び使用人の中から補助使用人を任命し、補助に当たらせる。
- g 補助使用人の取締役からの独立に関する事項
 - (a) 補助使用人が設置された場合は、当該補助使用人の業務執行部門からの独立性に配慮する。
 - (b) 補助使用人の評価は監査等委員が行い、当該使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、所属部長と監査等委員による協議の上、監査等委員会が決定するものとする。
 - (c) 当該使用人の懲戒等に関しては、あらかじめ監査等委員会の承諾を得るものとする。

④内部監査及び監査等委員の状況

当社の内部監査は、内部監査室が業務を監査しております。内部監査の人員は、現在1名であります。各部署の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査室長より、代表取締役社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

また、監査等委員は、内部監査室長と連携し、監査の実効性を確保するようにしており、さらに、監査等委員は会計監査人との間で適宜意見交換を行っております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っており、事業活動に伴う各種リスクに対応するためコンプライアンス規程を制定し、不祥事を未然に防止するために内部通報制度を定めるとともに、社内及び社外に内部通報窓口を設置しております。不測の事態が発生した場合には、迅速かつ適切に対応できる体制を整えることとしており、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外取締役及び社外監査等委員の状況

当社の社外取締役は3名を選任しております。社外取締役は、社内取締役に対する監督、見識に基づく経営への助言を通じ、取締役会の透明性を担っており、また社外監査等委員は、経営に対する監視、監督機能を担っております。

なお、社外取締役近藤祐氏は、当社の株式1,500株を所有しております。社外取締役近藤祐氏、山中健児氏及び多田修氏は、当社との間にはそれ以外に人的関係、資本的关系、または、取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査等委員の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	49,350	49,350	—	—	3
監査等委員 (社外取締役を除く)	5,100	5,100	—	—	1
社外取締役	6,600	6,600	—	—	3

(注) 1. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2017年9月28日開催の定時株主総会において年額500,000千円以内と決議しております。

2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年9月26日開催の定時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。

3. 当社役員には、報酬等の総額が1億円以上である者はありません。

⑧ 取締役及び監査等委員の定数

当社は、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数を8名以内、監査等委員である取締役の員数を5名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してしなければならず、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑫ 取締役及び監査等委員の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項及び定款の規定により、任務を怠ったことにより取締役 (取締役であったものを含む。) の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内において、取締役会の決議によって免除することができる旨、定款に定めております。

⑬ 社外取締役及び社外監査等委員との責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	9,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当事業年度(2020年7月1日から2021年6月30日まで)の財務諸表について、Moore 至誠監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 4,029,395	※2 5,565,341
売掛金	7,855	7,578
販売用不動産	※2 4,952,088	※2 5,790,267
仕掛販売用不動産	※2 12,371,402	※2 11,761,821
前渡金	147,860	238,823
前払費用	30,149	40,275
未収消費税等	186,309	-
その他	4,417	6,874
流動資産合計	21,729,478	23,410,983
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	※1,2 98,533	※1,2 97,907
構築物（純額）	※1 1,558	※1 1,054
車両運搬具（純額）	※1 3,515	※1 7,064
工具、器具及び備品（純額）	※1 15,834	※1 12,189
土地	※2 120,189	※2 120,189
有形固定資産合計	239,632	238,405
無形固定資産		
ソフトウェア	11,307	7,661
無形固定資産合計	11,307	7,661
投資その他の資産		
投資有価証券	5,000	5,000
関係会社株式	128,000	128,000
出資金	5,470	5,470
長期前払費用	6,683	4,747
繰延税金資産	240,520	292,166
長期性預金	292,000	180,000
その他	139,032	154,407
投資その他の資産合計	816,705	769,791
固定資産合計	1,067,644	1,015,859
資産合計	22,797,123	24,426,842

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	53,617	107,675
短期借入金	※2 2,514,780	※2 3,398,390
1年内償還予定の社債	42,000	45,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 2,350,339	※2 3,745,091
未払金	42,345	130,239
未払費用	22,186	19,088
未払法人税等	316,297	453,051
未払消費税等	—	221,534
前受金	309,237	200
前受収益	146,216	160,858
預り金	238,717	218,698
役員賞与引当金	4,450	—
賞与引当金	31,887	31,921
その他	203	421
流動負債合計	6,072,278	8,532,170
固定負債		
社債	205,000	120,000
長期借入金	※2 8,989,158	※2 7,256,527
退職給付引当金	1,830	1,904
役員退職慰労引当金	59,270	63,720
預り敷金保証金	191,459	176,319
固定負債合計	9,446,719	7,618,472
負債合計	15,518,997	16,150,642
純資産の部		
株主資本		
資本金	485,880	485,880
利益剰余金		
利益準備金	35,612	46,858
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,224,786	8,211,615
利益剰余金合計	7,260,399	8,258,473
自己株式	△468,153	△468,153
株主資本合計	7,278,125	8,276,200
純資産合計	7,278,125	8,276,200
負債純資産合計	22,797,123	24,426,842

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 7月 1日 至 2020年 6月 30日)	当事業年度 (自 2020年 7月 1日 至 2021年 6月 30日)
売上高		
不動産開発事業売上	14,830,044	14,969,291
不動産関連サービス事業売上	1,232,492	1,264,493
売上高合計	16,062,537	16,233,785
売上原価		
不動産開発事業原価	12,112,883	11,977,745
不動産関連サービス事業原価	602,955	615,814
売上原価合計	※1 12,715,838	※1 12,593,559
売上総利益	3,346,698	3,640,225
販売費及び一般管理費	※2 1,505,476	※2 1,623,559
営業利益	1,841,221	2,016,666
営業外収益		
受取利息	109	91
受取配当金	247	235
契約解除益	20,741	-
助成金収入	-	10,490
還付加算金	-	2,907
保証料返戻金	-	2,592
その他	821	6
営業外収益合計	21,919	16,322
営業外費用		
支払利息	202,805	215,753
支払手数料	91,185	55,537
営業外費用合計	293,991	271,291
経常利益	1,569,149	1,761,697
特別利益		
固定資産売却益	※3 936	※3 2,384
特別利益合計	936	2,384
税引前当期純利益	1,570,086	1,764,081
法人税、住民税及び事業税	602,912	705,199
法人税等調整額	△121,159	△51,646
法人税等合計	481,753	653,552
当期純利益	1,088,332	1,110,529

I. 【不動産開発事業原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)		当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
1 土地取得費		5,650,096	46.6	5,475,429	45.7
2 建物取得費		6,052,251	50.0	6,170,715	51.5
3 その他経費		410,535	3.4	331,600	2.8
計		12,112,883	100.0	11,977,745	100.0

II. 【不動産関連サービス事業原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)		当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
1 賃貸原価		103,716	17.2	101,992	16.6
2 サブリース原価		357,480	59.3	360,488	58.5
3 マンション管理原価		141,758	23.5	153,332	24.9
計		602,955	100.0	615,814	100.0

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	485,880	25,722	6,245,241	6,270,964	—	6,756,844	6,756,844
当期変動額							
剰余金の配当		9,889	△108,787	△98,898		△98,898	△98,898
当期純利益			1,088,332	1,088,332		1,088,332	1,088,332
自己株式の取得					△468,153	△468,153	△468,153
当期変動額合計	—	9,889	979,544	989,434	△468,153	521,281	521,281
当期末残高	485,880	35,612	7,224,786	7,260,399	△468,153	7,278,125	7,278,125

当事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	485,880	35,612	7,224,786	7,260,399	△468,153	7,278,125	7,278,125
当期変動額							
剰余金の配当		11,245	△123,700	△112,455		△112,455	△112,455
当期純利益			1,110,529	1,110,529		1,110,529	1,110,529
自己株式の取得					—	—	—
当期変動額合計	—	11,245	986,828	998,074	—	998,074	998,074
当期末残高	485,880	46,858	8,211,615	8,258,473	△468,153	8,276,200	8,276,200

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年7月 1日 至 2020年6月 30日)	当事業年度 (自 2020年7月 1日 至 2021年6月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,570,086	1,764,081
減価償却費	13,685	18,264
賞与引当金の増減額 (△は減少)	8,465	34
役員賞与引当金の増減 (△は減少)	△11,750	△4,450
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	377	74
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	4,550	4,450
固定資産売却損益 (△は益)	△936	△2,384
受取利息及び受取配当金	△357	△326
契約解除益	△20,741	-
助成金収入	-	△10,490
支払利息	202,805	215,753
支払手数料	91,185	55,537
売上債権の増減額 (△は増加)	44,689	277
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△3,329,021	△228,598
仕入債務の増減額 (△は減少)	15,663	54,057
その他	△307,429	61,386
小計	△1,718,726	1,927,668
利息及び配当金の受取額	357	326
利息の支払額	△213,493	△223,252
契約解除金の受取額	20,741	-
助成金受領額	-	10,490
法人税等の支払額	△648,699	△565,531
営業活動によるキャッシュ・フロー	△2,559,821	1,149,700
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△545,737	△787,842
定期預金の払戻による収入	541,626	926,061
有形固定資産の取得による支出	△19,691	△13,392
有形固定資産の売却による収入	936	2,384
無形固定資産の取得による支出	△967	-
その他	△11,650	△10,485
投資活動によるキャッシュ・フロー	△35,483	116,725
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△142,620	883,610
長期借入による収入	8,355,483	5,848,462
長期借入金の返済による支出	△5,083,428	△6,241,879
社債の発行による収入	195,330	-
社債の償還による支出	△44,000	△82,000
自己株式の取得による支出	△468,153	-
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得	△128,000	-
配当金の支払額	△98,897	△112,455
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,585,714	295,738
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△9,590	1,562,164
現金及び現金同等物の期首残高	3,218,398	3,208,807
現金及び現金同等物の期末残高	※ 3,208,807	※ 4,770,972

【注記事項】

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）及び 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法、その他は定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～47 年
構築物	10 年
車両運搬具	6 年
工具、器具及び備品	3～20 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 役員賞与引当金

役員賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から 3 ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理をしております。

(未適用の会計基準等)

(収益認識基準に関する会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5ステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定日

2022年6月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、当発行情報公表日時点において評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
建物	53,772 千円	58,560 千円
構築物	5,188 "	5,693 "
車両運搬具	7,676 "	5,736 "
工具、器具及び備品	21,276 "	28,191 "
合計	87,914 千円	98,181 千円

※2 担保資産及び担保付債務は次のとおりであります。

担保に供している資産

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
現金及び預金	149,666 千円	153,873 千円
販売用不動産	4,098,380 "	5,638,623 "
仕掛販売用不動産	12,085,033 "	11,015,713 "
建物	53,050 "	62,171 "
土地	46,873 "	46,873 "
合計	16,433,003 千円	16,917,256 千円

担保債務

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
短期借入金	2,349,000 千円	3,318,300 千円
1年内返済予定の長期借入金	2,350,339 "	3,584,002 "
長期借入金	8,028,380 "	6,787,444 "
合計	12,727,720 千円	13,689,746 千円

(損益計算書関係)

※1 期末棚卸高は収益性の低下による簿価の切下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
販売用不動産	285,060 千円	154,803 千円
仕掛販売用不動産	221,200 "	- "
合計	506,260 千円	154,803 千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
広告宣伝費	315,107 千円	224,178 千円
販売手数料	305,562 "	303,933 "
給料手当	194,652 "	207,584 "
租税公課	175,513 "	409,842 "
賞与引当金繰入額	31,887 "	31,921 "
役員賞与引当金繰入額	4,450 "	- "
役員退職慰労引当金繰入額	4,550 "	4,450 "
減価償却費	13,685 "	18,264 "
退職給付費用	377 "	146 "
おおよその割合		
販売費	43 %	34 %
一般管理費	57 %	66 %

※3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
車両運搬具	936 千円	2,384 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度 期末株式数(株)
普通株式	23,270	—	—	23,270

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度 期末株式数(株)
普通株式	1,850	—	—	1,850

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年9月27日 定時株主総会	普通株式	98,897	4,250	2019年6月30日	2019年9月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年9月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	112,455	5,250	2020年6月30日	2020年9月30日

当事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度 期末株式数(株)
普通株式	23,270	—	—	23,270

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度 期末株式数(株)
普通株式	1,850	—	—	1,850

3. 新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年9月30日 定時株主総会	普通株式	112,455	5,250	2020年6月30日	2020年9月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年9月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	115,668	5,400	2021年6月30日	2021年9月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
現金及び預金	4,029,395 千円	5,565,341 千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△820,587 "	△794,369 "
現金及び現金同等物	3,208,807 千円	4,770,972 千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

事業計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金、社債は、主に事業計画に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、各部が主要な顧客の状況を定期的にモニタリングし、管理部は顧客ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

前事業年度（2020年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	4,029,395	4,029,395	—
(2) 長期性預金	292,000	292,037	37
資産計	4,321,395	4,320,953	37
(1) 買掛金	53,617	53,617	—
(2) 短期借入金	2,514,780	2,514,780	—
(3) 未払金	42,345	42,345	—
(4) 未払法人税等	316,297	316,297	—
(5) 社債(*1)	247,000	245,867	△1,132
(6) 長期借入金(*1)	11,339,498	11,386,987	47,488
負債計	14,513,539	14,559,896	46,356

(*1) (5)社債および(6)長期借入金には、1年内償還予定の社債及び1年内返済予定の長期借入金も含まれております。

当事業年度（2021年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	5,565,341	5,565,341	—
(2) 長期性預金	180,000	179,977	△22
資産計	5,745,341	5,745,319	△22
(1) 買掛金	107,675	107,675	—
(2) 短期借入金	3,398,390	3,398,390	—
(3) 未払金	130,239	130,239	—
(4) 未払法人税等	453,051	453,051	—
(5) 社債(*1)	165,000	165,162	162
(6) 長期借入金(*1)	11,001,618	11,015,350	13,731
負債計	15,255,975	15,269,869	13,893

(*1) (5)社債および(6)長期借入金には、1年内償還予定の社債及び1年内返済予定の長期借入金も含まれております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金

預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期性預金

長期性預金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規預金を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 社債

社債の時価は、元利金の合計額を、同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 長期借入金

長期借入金のうち、固定金利によるものは、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、変動金利によるものは、短期間で市場を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
投資有価証券	5,000	5,000
関係会社株式	128,000	128,000
預り敷金保証金	191,459	176,319

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記表には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2020年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,029,395	—	—	—
長期性預金	—	292,000	—	—
合計	4,029,395	292,000	—	—

当事業年度 (2021年6月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,565,341	—	—	—
長期性預金	—	180,000	—	—
合計	5,565,341	180,000	—	—

4. 社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2020年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	42,000	45,000	40,000	40,000	40,000	40,000
長期借入金	2,350,339	5,596,853	1,283,945	126,634	416,634	1,565,090
合計	2,392,339	5,641,853	1,323,945	166,634	456,634	1,605,090

当事業年度（2021年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	45,000	40,000	40,000	40,000	—	—
長期借入金	3,745,091	2,648,912	2,818,442	438,971	183,290	1,166,909
合計	3,790,091	2,688,912	2,858,442	478,971	183,290	1,166,909

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
退職給付引当金の期首残高	1,453 千円	1,830 千円
退職給付費用	377 "	146 "
退職給付の支払額	— "	△72 "
退職給付引当金の期末残高	1,830 千円	1,904 千円

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 377 千円 当事業年度 146 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
繰延税金資産		
棚卸資産評価損	191,184 千円	237,598 千円
賞与引当金	9,763 "	9,774 "
役員退職慰労引当金	18,148 "	19,511 "
未払事業税等	18,028 "	20,654 "
その他	3,395 "	4,628 "
繰延税金資産合計	240,520 千円	292,166 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年6月30日)	当事業年度 (2021年6月30日)
法定実効税率	— %	30.62 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	— %	0.13 %
住民税均等割	— %	0.03 %
留保金課税	— %	5.48 %
その他	— %	0.78 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	— %	37.05 %

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果適用後の法人税の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社は、不動産開発及び不動産関連サービスに関するセグメントによって構成されており、「不動産開発事業」「不動産関連サービス事業」の2つを報告セグメントとしております。

「不動産開発事業」は、都市型賃貸マンション及びファミリーマンションの企画開発を主要業務としております。

「不動産関連サービス事業」は、賃貸管理、建物管理、トランクルーム等のスペース賃貸等を主要業務としております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。また、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値です。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 2
	不動産開発事業	不動産関連 サービス事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	14,830,044	1,232,492	16,062,537	-	16,062,537
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	14,830,044	1,232,492	16,062,537	-	16,062,537
セグメント利益	1,957,499	519,044	2,476,544	△635,322	1,841,221
セグメント資産	17,488,104	184,573	17,672,678	5,124,444	22,797,123
その他の項目					
減価償却費	2,888	4,437	7,326	6,359	13,685
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	-	-	-	20,659	20,659

（注）1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額△635,322千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主にセグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額5,124,444千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金（現金及び預金等）及び管理部門に係る資産であります。
- (3) 減価償却費の調整額6,359千円は、管理部門の資産に係るものであります。
- (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額20,659千円は、管理部門の設備投資額であります。

2. セグメント利益は、財務諸表の利益と調整を行っております。

当事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 2
	不動産開発事業	不動産関連 サービス事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	14,969,291	1,264,493	16,233,785	-	16,233,785
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	14,969,291	1,264,493	16,233,785	-	16,233,785
セグメント利益	2,259,509	514,291	2,773,801	△757,135	2,016,666
セグメント資産	17,809,381	177,613	17,986,995	6,439,847	24,426,842
その他の項目					
減価償却費	3,720	3,725	7,446	10,818	18,264
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	7,322	-	7,322	6,069	13,392

（注）1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額△757,135千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用

は、主にセグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額6,439,847千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金（現金及び預金等）及び管理部門に係る資産であります。

(3) 減価償却費の調整額10,818千円は、管理部門の資産に係るものであります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額6,069千円は、管理部門の設備投資額であります。

2. セグメント利益は、財務諸表の利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の開示をしているため記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
第一生命保険株式会社	2,424,000	不動産開発事業

当事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の開示をしているため記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
AP Residence One合同会社	4,189,275	不動産開発事業
(株)ホウライ	2,675,220	不動産開発事業
AM alpha Three特定目的会社	2,343,000	不動産開発事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 2019年7月1日 至 2020年6月30日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 出資資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及 びその 近親者	春田 英樹	—	—	当社代表 取締役	(被所有) 直接 16.3 間接 83.3	—	債務 被保証 (注) 1	7,212,917 (注) 1	—	—

(注) 1. 記載金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社の銀行借入及び社債の発行に対して、当社代表取締役春田英樹より債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

当事業年度（自 2020年7月1日 至 2021年6月30日）

種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金又 出資資金 (千円)	事業の内容又 は職業	議決権等の所 有(被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及 びその 近親者	春田 英樹	—	—	当社代表 取締役	(被所有) 直接 16.3 間接 83.3	—	債務 被保証 (注) 1	6,126,864 (注) 1	—	—

(注) 1. 記載金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社の銀行借入及び社債の発行に対して、当社代表取締役春田英樹より債務保証を受けております。
なお、保証料の支払は行っておりません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)		当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	
1株当たり純資産額	2,265円21銭	1株当たり純資産額	2,575円85銭
1株当たり当期純利益	336円50銭	1株当たり当期純利益	345円63銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は2021年12月2日付で普通株式1株につき150株の株式分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年7月1日 至 2020年6月30日)	当事業年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)
当期純利益(千円)	1,088,332	1,110,529
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,088,332	1,110,529
普通株式の期中平均株式数(株)	3,234,300	3,213,000

(重要な後発事象)

1. 株式分割及び単元株制度の採用について

2021年11月12日開催の取締役会の決議に基づき、2021年12月2日付で、以下の通り株式分割を行っております。また、同日付をもって単元株制度導入に伴う定款変更を行い、単元株式数を100株とする単元株制度を採用しております。

(1) 株式分割及び単元株制度導入の目的

株式単位当たりの金額の引下げを行うことで株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度の採用を行います。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

2021年12月2日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき150株の割合をもって分割いたしました。

② 株式分割による増加株式数

普通株式 3,467,230株

③ 株式分割後の発行済株式総数

普通株式 3,490,500株

④ 株式分割後の発行可能株式総数

普通株式 13,950,000株

⑤ 株式分割の効力発生日

2021年12月2日

なお、「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(3) 単元株制度の概要

普通株式の単元株式数を100株といたしました。

(4) その他

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	152,306	4,161	—	156,468	58,560	4,787	97,907
構築物	6,747	—	—	6,747	5,693	504	1,054
車両運搬具	11,191	5,960	4,351	12,800	5,736	2,411	7,064
工具、器具及び備品	37,111	3,269	—	40,380	28,191	6,914	12,189
土地	120,189	—	—	120,189	—	—	120,189
有形固定資産計	327,546	13,392	4,351	336,586	98,181	14,618	238,405
無形固定資産							
ソフトウェア	31,297	—	—	31,297	23,636	3,645	7,661
無形固定資産計	31,297	—	—	31,297	23,636	3,645	7,661

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
静岡銀行 第8回無担保社債（分 割譲渡制限特約付）	2016年9月26日	15,000	5,000 (5,000)	0.220%	—	2021年9月24日
きらぼし銀行 第9回適格機関投資家 譲渡限定私募SB	2018年3月26日	32,000	—	0.625%	—	2021年3月25日
静岡銀行 第10回無担保社債 分割譲渡制限特約付	2020年2月25日	200,000	160,000 (40,000)	0.300%	—	2025年2月25日
合計	—	247,000	165,000 (45,000)	—	—	—

(注) 1. 「当期末残高」欄の(内書)は、1年以内の償還予定の金額であります。

2. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
45,000	40,000	40,000	40,000	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,514,780	3,398,390	2.08	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	2,350,339	3,745,091	1.58	—
長期借入金 (1年以内に返済予定の ものを除く)	8,989,158	7,256,527	1.57	2022年～2044年
合計	13,854,278	14,400,008	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	2,648,912	2,818,442	438,971	183,290

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
役員賞与引当金	4,450	—	4,450	—	—
賞与引当金	31,887	31,921	31,887	—	31,921
退職給付引当金	1,830	146	72	—	1,904
役員退職慰労引当金	59,270	4,450	—	—	63,720

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 流動資産

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	574
預金	
当座預金	7
普通預金	3,990,376
定期預金	1,534,079
積立定期	40,303
小計	5,564,766
合計	5,565,341

② 売掛金

相手先	金額(千円)
管理組合等	7,578

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
7,855	297,242	297,520	7,578	97.5	9.5

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

③ 商品

種別	戸数(戸)	金額(千円)
販売用不動産	268	5,790,267
仕掛販売用不動産	669	11,761,821

2 流動負債

① 買掛金

相手先	金額(千円)
池田建設株	61,875
株長谷工コーポレーション	15,400
その他	30,400
合計	107,675

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎年9月
基準日	毎年6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎事業年度末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支部
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項ありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支部
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。事故その他やむを得ない事由によって電子公告をする事が出来ない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載 URL https://www.j-rex.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取りを含む株式の取扱いは、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっております。ただし、特別口座に記録されている株式については、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社が直接取り扱います。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

2021年11月30日 現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合(%)
S F マネジメント(株) (注) 1、2	東京都豊島区高田1-6-19	17,850	83.33
春田 英樹 (注) 2、3	東京都豊島区	3,500	16.33
鈴木 政保 (注) 2、4	東京都新宿区	50	0.23
大谷 昇 (注) 2、4	東京都八王子市	10	0.04
近藤 祐 (注) 2、4	東京都世田谷区	10	0.04
計		21,420	100.00

(注) 1. 特別利害関係者等（役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社）

2. 特別利害関係者等（大株主上位10名）

3. 特別利害関係者等（当社の代表取締役社長）

4. 特別利害関係者等（当社の取締役）

5. 所有株式数と株式総数に対する所有株式数の割合は、当社所有の自己株式277,500株を除いて記載しております。

6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

2021年12月21日

ジェイレックス・コーポレーション株式会社
取締役会 御中

Moore至誠監査法人

東京都千代田区

代表社員

公認会計士

宇田 利孝

業務執行社員

代表社員

公認会計士

梅澤 慶介

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているジェイレックス・コーポレーション株式会社の2020年7月1日から2021年6月30日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジェイレックス・コーポレーション株式会社の2021年6月30日現在の財産状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2020年6月30日をもって終了した事業年度の財務諸表は監査されていない。

財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事

象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上